

開 議

○浅野敏明議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、寒河江 忠農業委員会会長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男議会運営委員長登壇)

○蒲生光男議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、3月1日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第5号に反対1名、賛成1名、議案第11号に反対1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案2件、諮問3件、議会案1件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申合せにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続調査について発議をいただき、表決を行います。

全日程終了後、市長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○浅野敏明議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第14号 置賜広域行政事務組合格約の一部変更について外24件

○浅野敏明議長 日程第1、議案第14号 置賜広域行政事務組合格約の一部変更についてから日程第25、議案第13号 令和4年度長井市下水道事業会計予算までの25件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 初めに、総務常任委員長の審査の報告を求めます。

赤間泰広委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間泰広総務常任委員長 おはようございます。

それでは、総務常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和4年3月市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第27号 長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、非常災害時における消防団員の活動実態に応じた費用弁償額に改正するため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、消防団の出動時間の実態はどうなっているか、また、出動が夜通しになった場合の入替えはどのようなものかとの質疑がなされ、消防主幹からは、火災では2時間から4時間の出動が多いが、長時間になる場合や日をまたぐ場合は、分団または班ごとに時間を割り振って出動していただいているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、団員数の実績に合わせた国からの助成等支援の見込みはどうなっているかとの質疑がなされ、総務参事からは、国の財政措置はこれから示されるため、十分な措置を受けられる場合は、令和5年度以降に制度の内容を検討したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、出動時間は、要請があってから業務終了までの時間であり、待機等の拘束時間も含まれるのかとの質疑がなされ、消防主幹からは、出動時間は消防の覚知時間から分団や班それぞれの解散までとなり、待機や休息の時間も含まれるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市行政手続きにおける押印の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、行政手続きにおける市民負担を軽減し、利便性の向上を図るため、押印を求めている手続を見直すことに伴い、関係条例において所要の改正を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、押印見直しの作業は今年度で全て終了し、4月1日から施行するののかとの質疑がなされ、総務課長からは、押印見直し方針に基づき検討したところ、廃止できると判断したものについては4月1日から施行するが、今後さらに検討が必要な手続も残っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、残りの押印廃止に向けた検討は令和4年度中に行うのかとの質疑がなされ、総務課長からは、法的根拠及び国、県、他市の状況を精査しながら、令和4年度中に検討する必要があると考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、今後電子メールによる申請等は有効になるのか早急に検討し、公表すべきでないかとの質疑がなされ、総務参事からは、現在、電子メールで手続可能なものもあるが、県と市町村が共同で構築している電子申請システムを利用した手続は少ない。デジタル化推進のためにも電子申請システム登録の見直しを早急に検討したいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新産業団地の整備促進を目的に、新産業団地整備課を設置するため提案されたものでございます。

主な質疑について申し上げます。委員からは、この改正により管理職が増えることが予想されるが、現在、本市の管理職の割合はどうなっているか、また、米沢市や南陽市ではどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、職員に占める管理職の割合は、本市は13.1%、米沢市は8.6%、南陽市は8.2%であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、管理職が多いことによる効果をどのように考えているかとの質疑がなされ、総務課長からは、課の細分化により職場管理やマネジメント、部下育成等に利点があると考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、組織機構見直しに関する方向性をどのように考えているかとの質疑がなされ、総務参事からは、経験が浅い管理職が多いため、研修をしっかりと行い、部下の育成や組織統率ができる体制づくりに努めたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則の一部改正に伴い、不妊治療のための特別休暇を新たに設けるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、一般社団法人長井市コミュニティ協議会に職員を派遣するため提案されたものでございます。

主な質疑について申し上げます。委員からは、派遣される職員についてどのような考えで進めているかとの質疑がなされ、総務参事からは、事務局長及び総合職の事務職員として2名の派遣を予定しており、役職等は現在調整中であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、理事長はじめ理事を含めると大きな組織となるが、法人の事務局についてはどのように考えているかとの質疑がなされ、総務参事からは、理事長は事務局に常駐しない予定だが、理事長と職員の執務スペースを含め、地域づくり推進課の場所に事務局を設置する予定であるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、派遣職員の休暇申請や出張命令等の決裁権は誰が持つのかとの質疑がなされ、総務参事からは、事務決裁等の事項は現在検討中であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、派遣職員1人当たりの人件費は幾らかとの質疑がなされ、総務課長からは、現在公益法人に派遣されている職員の人件費の平均は1人当たり約590万円であるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、派遣職員の給与等についてどのようなものを派遣先で負担することになっているのか、また、それらは本条例に定めるほかの公益法人においても同様かとの質疑がなされ、総務課長からは、派遣先で負担するのは管理職手当、時間外手当、通勤手当、勤勉手当、共済費であり、この取扱いは本条例に定め

る全ての公益法人において同じであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険税の未就学児に係る均等割額の軽減等、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、置賜広域行政事務組合が管理するし尿共同処理施設の再整備に伴い、同組合が行う共同処理する事務について所要の改正を行うに当たり、置賜広域行政事務組合規約を変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、新たなし尿共同処理施設は現在の施設の敷地内に整備されるのか、また、整備が完了するまでの間、各市町のし尿受入れはどのようになるのかとの質疑がなされ、総合政策課長からは、し尿共同処理施設は現在の米沢クリーンセンターの隣に建設されると聞いている。整備が完了するまでの間は、現在のまま、米沢クリーンセンターで米沢市分、南陽クリーンセンターで南陽市、高島町及び川西町の分を受け入れることになるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般社団法人長井市コミュニティ協議会を指定管理者に指定し、各地区コミュニテ

ィセンター等の管理を行わせるため提案されたものでございます。

主な質疑について申し上げます。委員からは、当該法人の事務局職員として1名を新たに採用すると聞いているが、採用は決定したのか、また、その職員はコミュニティセンターの職員と同様の職員となるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、採用試験は終了し、現在選考中である。採用される職員には、コミュニティセンター全体に係る給与、庶務及び経理等の事務を担当していただく予定であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第14号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてから日程第9、議案第28号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの9件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第14号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第15号 指定管理者の

指定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第22号 長井市行政手続きにおける押印の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第23号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第24号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第25号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第26号 長井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第27号 長井市特別職に属する者の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第28号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 令和4年3月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第16号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市伊佐沢児童センターの管理を行わせるため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、除雪も含めた施設の維持管理については指定管理者の職員が行っているのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、維持管理は外部にお願いしている部分もある。特に除雪については、可能なところは職員で行っているが、近隣の方に定期的をお願いをしたり、父母の会に協力をいただいたりしているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、そうした除雪などはボランティアでもらっているのか、指定管理料に計上しているのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、除雪費は報酬として計上しているが、そのほかの管理はボランティアでして

いただいている部分が多くあるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、株式会社セロン東北を指定管理者に指定し、長井市緑が丘斎場の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今回は5年間の指定管理とした理由は何かとの質疑がなされ、市民課長からは、指定管理者側の雇用の安定を確保する必要があること、業務上必要な備品、資機材のリース期間が一般的に5年間であることなどから5年間の指定管理としたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者の職員の対応について、利用した市民からはどのような声があるかとの質疑がなされ、市民課長からは、意見箱を設置したり、小まめな環境整備を行ったりと、利用者に寄り添った対応に努めており、利用者の心情に配慮した対応をしていただいたとの声が届いているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、数年前に大規模改修を行ったが、その後、利用者や指定管理者からの意見などはないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、利用者からの苦情はなく、斎場として十分な役割を果たしていると考えている。指定管理者からは、耐火れんが製の火葬炉2基について、火葬に時間がかかることなどから、セラミック製への交換を検討してほしいとの要望があったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、火葬炉の改修については対策は考えているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、炉の交換となると多額の費用がかかるため早期の実現は難しいが、残骨灰の売却等による財源の確保に努め、検討したいと考